

【表紙】

【提出書類】 訂正報告書
【根拠条文】 法第27条の25第3項
【提出先】 近畿財務局長
【氏名又は名称】 株式会社FUJIMAKIアセットデザイン
【住所又は本店所在地】 京都府京都市中京区高倉通錦小路上る貝屋町565番地1四条高倉ス
カイハイツ508
【報告義務発生日】 該当事項なし
【提出日】 2025年12月11日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 該当事項なし
【提出形態】 該当事項なし
【変更報告書提出事由】 該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ルリアン
証券コード	457A
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	TOKYO PRO Market

【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）/ 1】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	株式会社 F U J I M A K I アセットデザイン
住所又は本店所在地	京都府京都市中京区高倉通錦小路上る貝屋町565番地1四条高倉スカイハイツ 508
事務上の連絡先及び担当者名	阿波良和
電話番号	0755855188

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年11月21日
訂正箇所	2025.12.1 提出の「大量保有報告書」を取り下げます。